

岩手労働局 第14次労働災害防止計画

計画の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日

8つの重点対策

①

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

②

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

③

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

④

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

⑤

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

⑥

業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

⑦

労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

⑧

化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

各重点対策の具体的取組事項についてはホームページをご覧ください
(https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/anei.html#AE1)



国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、重点事項における取組の進捗状況を確認する指標（アウトプット指標）を設定し、アウトカム（達成目標）により効果検証を行う。

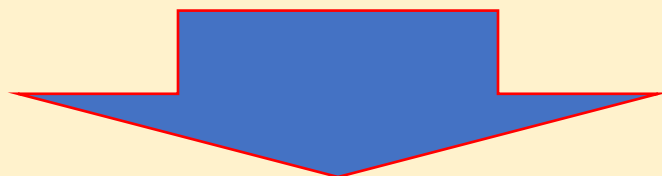
アウトプット指標	アウトカム指標
労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
➤ 転倒災害対策に取り組む事業場の割合を50%以上とする ➤ 卸売・小売業、医療・福祉業の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を80%以上とする ➤ ノーリフトケアを導入している介護事業場の割合を増加させる	➤ 転倒の死傷年千人率の増加に歯止めをかける ➤ 転倒による平均休業見込日数を40日以下とする ➤ 社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を減少させる
高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	
➤ 「エイジフレンドリーガイドライン」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする	➤ 60歳代以上の死傷年千人率の増加に歯止めをかける
多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	
➤ 外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を50%以上とする	➤ 外国人労働者の死傷年千人率を全体平均以下とする
業種別の労働災害防止対策の推進	
➤ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場(荷主を含む。)の割合を45%以上とする ➤ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を85%以上とする ➤ 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を60%以上とする ➤ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を50%以上とする	➤ 陸上貨物運送事業の死傷者数を5%以上減少させる ➤ 建設業における死亡者数を15%以上減少させる ➤ 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を5%以上減少させる ➤ 林業の死亡者数を15%以上減少させる

労働者の健康確保対策の推進

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 企業における年次有給休暇の取得率を70%以上とする ➤ 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を15%以上とする ➤ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする ➤ 労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を50%以上とする ➤ 必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を80%以上とする | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とする ➤ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とする |
|---|---|

化学物質等による健康障害防止対策の推進

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ➤ 労働安全衛生法に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象以外の、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を80%以上とする ➤ 労働安全衛生法に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象以外の、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を80%以上とする ➤ 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を増加させる | <ul style="list-style-type: none"> ➤ 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を第13次防の期間と比較して、5年間で5%以上減少させる ➤ 増加が危惧される熱中症による死傷者数の増加率を第13次防の期間と比較して減少させる |
|--|--|



- ・死亡災害については、5%以上減少する
- ・死傷災害については、増加傾向に歯止めをかけ、減少に転ずる

第14次労働災害防止計画

第14次労働災害防止計画(死亡・死傷災害の期待値)

